

遠隔地での不在者投票（他市町村の選挙管理委員会での投票）

出張などのため遠隔地に滞在している場合に、美濃市以外の最寄りの市町村選挙管理委員会で投票する方法です。

投票の方法は次のとおりです。

※美濃市の選挙人名簿に登録がある方を対象に説明しています。

（１）美濃市選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求します。

請求書（別添「宣誓書・請求書（不在者投票）」）の用紙は、必ず原本を郵便等で送ってください。

【送付先】

住所 〒501-3792 岐阜県美濃市1350番地
宛先 美濃市選挙管理委員会事務局

（２）請求書を受けた美濃市選挙管理委員会が投票用紙を送付します。

請求書に記載された住所に投票用紙・不在者投票用封筒・不在者投票証明書を送ります。

（３）（２）で送付された書類を持って、最寄りの市町村選挙管理委員会に行き、投票を行います。

封筒に不在者投票証明書と投票用紙が入っていますが、この封筒は絶対に開封せずに、最寄りの市町村選挙管理委員会に持参してください。

○不在者投票した投票用紙は、投票を受け付けた選挙管委員会が美濃市選挙管理委員会へ郵送します。

○郵便でのやりとりが何度か必要です。期日までに届かない場合は投票が無効となりますので、早めに手続きをしてください。